

独立監査人の監査報告書

令和8年 5月 27日

学校法人 金蘭会学園

理 事 会 御中

誠 光 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

上 村 恭 一

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

上 村 昌 也

<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

当監査法人は、私立学校法第104条第2項に基づき、学校法人 金蘭会学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、私立学校法第86条第1項及び私立学校法施行規則第24条に基づき、学校法人 金蘭会学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和8年 5月 27日

学校法人 金蘭会学園

理 事 会 御中

誠 光 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

上村 恭一

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

上村 昌也

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第4項及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号の規定並びに令和6年9月30日付け文部科学省告示第132号に基づき、学校法人 金蘭会学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の
人件費支出内訳表について監査を行った。

当監査法人は、上記の人件費支出内訳表が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「人件費支出内訳表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第14条第4項及び私立学校振興助成法施行規則第2条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、人件費支出内訳表及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の人件費支出内訳表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

人件費支出内訳表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、

通読の過程において、その他の記載内容と人件費支出内訳表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

人件費支出内訳表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する
- ・ 人件費支出内訳表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
- ・ 人件費支出内訳表の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

令和 8 年 6 月 8 日

学校法人金蘭会学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人金蘭会学園
監事 中川 勘太
監事 小國 隆輔

監査報告書

私たち監事は、私立学校法第 52 条第 1 号及び寄附行為第 29 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の、学校法人金蘭会学園（以下「学園」といいます。）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査いたしました。その方法及び結果について、寄附行為第 29 条第 1 項第 2 号に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- （１） 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会に出席し、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、学内諸規程、議事録等を閲覧し、学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。
- （２） 私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号の体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備に関する理事会の決議の内容、内部統制システムの運用の状況を調査し、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- （３） 会計監査人である誠光監査法人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法令及び学内諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われるための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2 監査の結果

- （１） 計算関係書類及び財産目録の監査結果
 - ア 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - イ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。
 - ウ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

(2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

- ア 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学園の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムの整備についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの運用状況について、指摘すべき事項は認められません。

以上